

交通遺児等支援給付事業

(社会福祉事業)

義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害(自賠償保険の後遺障害等級1~3級)を負われた方のお子様(「交通遺児等」)がいる、特に生活状態が困窮しているご家庭を対象にした支援給付事業です。

◆越年資金

交通遺児等家庭が、少しでも明るい新年を迎えられるよう生活資金を給付します。

- ・交通遺児等1人につき：3万円
- ・支給の時期：12月(申込期間は10月~11月上旬)

◆入学支度金*

交通遺児等が小学校または中学校に入学する時に、お祝いとして支度金を給付します。

- ・入学する交通遺児等1人につき：6万円
- ・支給の時期：3月(申込期間は1月~2月上旬)

◆進学等支援金*

交通遺児等が義務教育を終了して直ちに上級学校に進学または就職する時にお祝いと激励のため、支援金を給付します。

- ・進学または就職する交通遺児等1人につき：6万円
- ・支給の時期：2月(申込は1月20日まで/以降6月末まで随時受付)

◆緊急時見舞金

交通遺児等家庭のご不幸や被災に際してお見舞金を贈ります。

- ・交通遺児等またはその扶養者が死亡されたか重度後遺障害を負われた場合：1家庭10万円の見舞金
- ・災害等により交通遺児等の居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合：1家庭10万円の見舞金(その他の被害の場合：1家庭5万円の見舞金)

(注)交通遺児等家庭となられ、更にご不幸や被災された場合に対象となります。

*印の給付は、交通遺児等育成基金事業加入の方は、「橋本給付金」として給付されますので、申込の必要はありません。
(※)上記の給付事業は改定される場合があります。お申し込みの際は当法人のホームページでご確認ください。

賛助会員を募集中です

当法人では、ご理解ある皆様から広くご支援をいただくため、賛助会員制度を導入しております。

皆様からの寄付金も

皆様からお寄せいただいた寄付金は、交通遺児等の健全な育成のために有意義に活用させていただいております。

賛助会員および寄付者の皆様からの寄付金は、子どもたちの就学などの支援や、ご家族をサポートするための情報提供などに充てられます。

寄付金の振込口座

振込先	みずほ銀行 新橋支店
口座名義	公益財団法人 交通遺児等育成基金
口座番号	普通預金 797345
振込先	三菱UFJ銀行 本店
口座名義	公益財団法人 交通遺児等育成基金
口座番号	普通預金 7651155
ゆうちょ銀行振替口座	
口座記号番号	00160-9-684712 または 00130-2-59302
加入者名	公益財団法人 交通遺児等育成基金

当法人は、「特定公益増進法人」です。寄付金、賛助会費とも税制優遇措置の対象です。詳しくは当法人のホームページをご覧ください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎0120-16-3611 (通話料無料)

TEL:03-5212-4511 FAX:03-5212-4512

E-mail: info1@kotsuiji.or.jp

URL: <https://www.kotsuiji.or.jp>



公益財団法人 交通遺児等育成基金

事業のご案内



交通遺児等育成基金は
子どもたちの未来を守ります。

交通遺児育成基金事業

お子様が満19歳になるまで「育成給付金」を支給する事業です。

お子様の養育資金として 拠出金を払い込んでください。

加入
できる方

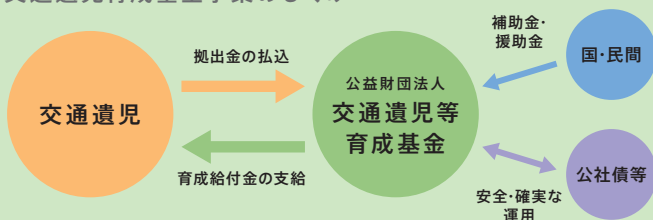
国内で発生した自動車事故で亡くなられた方のお子様で、満16歳未満の方であれば、どなたでも加入することができます。

損害保険会社から支払われる損害賠償金などの中から、拠出金を当法人に払い込んでいただきます。

この拠出金を安全・確実に運用し、国の補助金と民間からの援助金を加えて、お子様が満19歳に達するまで、育成給付金を支給いたします。

1980年(昭和55年)に事業が始まり、これまで4,000人を超えるお子様が加入されてきました。

交通遺児育成基金事業のしくみ



拠出金を安全・確実に運用し、援助を加えて支給します。

当法人では、拠出金を公社債等で安全・確実に運用し、国の補助金と民間からの援助金*を加えて支給します。

*援助金協力団体…(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車工業会、全国共済農業協同組合連合会

◆ 拠出金は

損害賠償金などの中から、お子様1人あたり、加入年齢に応じた金額を、拠出金として交通遺児等育成基金に払い込んでいただきます。

拠出金

0歳～4歳	700万円	12歳6ヵ月～13歳未満	430万円
5歳	665万円	13歳～13歳6ヵ月未満	400万円
6歳	630万円	13歳6ヵ月～14歳未満	370万円
7歳～8歳	595万円	14歳～14歳6ヵ月未満	340万円
9歳	560万円	14歳6ヵ月～15歳未満	310万円
10歳	525万円	15歳～15歳6ヵ月未満	280万円
11歳	485万円	15歳6ヵ月～16歳未満	240万円
12歳～12歳6ヵ月未満	455万円		

2010年(平成22年)4月から

◆ 給付月額

加入した翌月から満19歳に達するまで、育成給付金を3ヵ月ごと(3月、6月、9月、12月)にまとめて支給いたします。

育成給付金

月額54,700円 [年額656,400円]	月額62,700円 [年額752,400円]	月額67,700円 [年額812,400円]	月額77,700円 [年額932,400円]	月額92,700円 [年額1,112,400円]
0歳～6歳	6歳1ヵ月～9歳	9歳1ヵ月～12歳	12歳1ヵ月～15歳	15歳1ヵ月～19歳

2026年(令和8年)4月から

◆ 育成給付金の受取総額は

最終的に受け取る育成給付金の総額は、加入した時の年齢によって異なりますが、おおよそ右表の金額になります。

加入年齢

受取総額

0歳～2歳で加入	1,587万円～1,456万円
3歳～5歳で加入	1,391万円～1,259万円
6歳～8歳で加入	1,194万円～1,043万円
9歳～11歳で加入	968万円～805万円
12歳～13歳で加入	724万円～631万円
14歳～15歳11ヵ月で加入	538万円～342万円

2026年(令和8年)4月から

育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満19歳に達したときの返還金はありません。

◆ 税の優遇

育成給付金は非課税扱いの特典を受けています。

◆ その他の給付

- ◆ 橋本給付金…交通遺児育成基金事業に加入するお子様が、6歳・12歳・15歳に達し入学や就職をするときに「橋本給付金」として6万円のお祝い金が給付されます。
- ◆ 育成付加給付金…交通遺児育成基金事業に毎年6月末日時点で加入しているお子様に、「育成付加給付金」として3万6千円が給付されます。
- ◆ 完了給付金…交通遺児育成基金事業に加入するお子様が、19歳に達して育成給付が終了するときに激励のために「完了給付金」として5万円が給付されます。

◆ 加入のお申し込み

交通遺児等育成基金事務局にお申し込みください。

■ 交通遺児友の会への参加

交通遺児育成基金事業の加入者ご家族、当法人の交通遺児等支援給付事業や独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)の育成資金貸付を利用されている方ご家族、これらを利用していなくてもその条件にあてはまる方ご家族は、皆様方の交流の場としての「友の会」に参加することができます。**会費は無料です。**

お気軽に最寄りのナスバ支所にお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

(独)自動車事故対策機構(ナスバ)



TEL: 03-5608-7560 URL: <https://www.nasva.go.jp>

公益財団法人 交通遺児等育成基金 事務局



0120-16-3611 (通話料無料)

TEL: 03-5212-4511